

### 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間



学校での「いじめ」や家庭内での児童虐待など、子どもをめぐるさまざまな問題や悩みについて電話相談を受け付けます。

期 6月24日～30日 ▼平日 午前8時30分～午後7時 ▼土・日曜日 午前10時～午後5時  
▽相談電話番号 0120-007-110(フリーダイヤル)  
個人権・男女共同参画課 (022-0827)

### 平成25年度下関市中小企業夏場特別融資の実施

市内内の中小企業者・組合 融資限度額 ▼1企業 800万円 ▼1組合 4800万円 ※融資利率 2.0% 取扱金融機関 山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫、商工中金(いずれも市内店のみ) ※納税証明書(平成24年度市・県民税が直近の法人市民税)の添付が必要です  
商工振興課 (231-1220)

### 海峡ビューしものせき「河豚のすずめ膳」

しものせき女子旅ガイドブックに、特別限定ランチ「河豚のすずめ膳」(2100円/要予約1日前)

掲載中。詳しくは、ガイドブックか、電話で問い合わせを。

期 6月30日(日)まで  
申園海峡ビューしものせき (029-0117)

### 平成25年度慰霊巡拝

厚生労働省は、先の大戦での戦没者の遺族を対象とした慰霊巡拝を行っています。

当該地区での戦没者の遺族(配偶者、父母、子、兄弟姉妹)で、原則80歳以下の方 所実施地域 2クラスノヤルスク地方、アルタイ地方、モンゴル、ハバロフスク地方、沿海地方、中国東北地区、硫黄島、インドネシア、ピスマーク・ソロモン諸島、東部ニューギニア、ミャンマー、フィリピン 参加者には国の規定に基づいて旅費(国内旅費を含む)の一部が補助されます。福祉政策課 (231-1418)

### 競争入札参加資格審査申請書の受け付けについて

平成25年10月1日～27年9月30日の間、市や上下水道局が発注する物品売買(修繕)、業務委託や賃貸借の競争入札への参加を希望する方の資格審査申請を受け付けます。地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない方 ▼市税、消費税、地方消費税を滞納していない方 7月1日～31日(消印有効)に、申請様式を市ホームページ

からダウンロードし、必要事項を書いて添付書類とともに郵送か书信便で、契約課(〒750-8521市内南部町1番1号)へ。※有効期間が平成25年9月30日までの競争入札参加資格審査申請書の随時受付は、物品売買(修繕) 6月10日(月)、業務委託・賃貸借 6月17日(月)まで  
契約課 (231-3138)

### 漏水を調べてみませんか

家庭で漏水した水は、水道料金に加えられます。漏水していないか次の方法で調べてみましょう。▼家の蛇口を全て閉め、水道メーターを見ます。パイロットマーク(図)が回っていたら漏水しています。漏水箇所が分かる場合は、上下水道局指定の給水装置工事業者に修理の依頼を(修理費用は自己負担)。漏水箇所が不明な場合は、上下水道局に連絡を。上下水道局給水課 (231-3115)



### 鶏のニューカッスル病予防ワクチン接種を

予防のために、ワクチンを噴霧器で鶏に接種します。市内で鶏を飼っている方 実施月 7月 ※詳細が決定次第、

申込者に連絡 6月1日～17日(必着)に、はがきかファクスで、(6)とファクス番号、鶏飼養羽数を書いて、市家畜自衛防疫協議会(〒750-0009市内上田中町一丁目16番3号) 231-1064へ。農振振興課 (231-1226)

### 国道191号全面通行止めのお知らせ

洞門撤去工事の実施に伴い、全面通行止めを行います。規制期間中は、周辺道路に迂回くださるよう協力をお願いします。



6月13日～29日の終日 所国道191号下関市豊北町大字神田上 閣下関土木建築事務所工務第2課 (231-7115)

### 浄化槽法定検査を受けましょう

浄化槽を使用している方は、使用を始めて3カ月経過後5カ月の間と、その後1年に1回は県知事が指定した検査機関の山口県浄化槽協会による検査が法律で義務付けられています。浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が十分発揮されている

### 危険空き家の解体補助金交付に必要な認定申請

危険な空き家の解体補助金の交付を受けようとする方は事前に危険度を判定する認定申請を行ってください。解体補助金の交付の申請は、認定申請を受けた空き家を市が調査し、認定した順となります。※交付は予算の範囲内

危険空き家の所有者など 解体補助金 1件につき補助対象経費の2分の1以内で50万円を限度(10件を予定) 認定申請期間 6月17日～8月16日 閣まちなみ住環境整備課 (231-1941)

### 看板の経過措置期間満了が迫っています

平成21年6月1日に下関市屋外広告物条例が施行されました。広告物についての必要な規制を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止を目的としています。条例改正前から表示している広告物も経過措置の対象です。経過措置期間の満了までに必要な手続